

《論説》

放射性物質による環境汚染に係る法制度と
将来の損害賠償請求

——将来の健康被害への補償の可能性についての政策的課題——

小 祝 慶 紀

はじめに

- 1 原発事故の現況
 - (1) 避難指示区域
 - (2) 除染状況
- 2 原発事故の損害賠償
- 3 1966年以降これまでの原子力関連事故
 - (1) 原子力発電所における事故故障等
- 4 原子力関連事故と損害賠償
 - (1) JCO 事故
- 5 「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故現状回復等請求事件
- 6 賠償法と将来の損害賠償請求
 - (1) 将来請求の訴えの利益
 - (2) 将来請求の判例
 - (3) 判例に対する批判(補足意見も含めて)
- 7 原発事故と将来請求の意義と効果

おわりに

はじめに

2011年3月11日以降に発生した東日本大震災に伴う、東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という）では、大気中に大量な放射性物質が排出された。それから二年5カ月がすぎた現在も原発事故の影響は多方面に及んでおり、今なお多くの福島県民が避難を強いられている。原発事故に伴う今日の問題は、汚染水の海洋流出、除染問題などがあるが、とりわけ、

損害賠償に関する問題は大きく、損害の賠償範囲についても様々な問題がある⁽¹⁾。当該原発事故による損害は、すでに被った損害はもとより、将来も続く損害があることは想像に難くない。しかし、将来の損害に関する賠償については、その影響が未知数であるため、これまで取り上げられることが少なかった。そうしたなか、2013年3月11日、「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故原状回復等請求事件（以下、本稿では「生業を返せ事件」という）として、将来の給付を含めた訴訟が福島地裁に提訴された。

そこで、本稿では、当該裁判の概要を紹介し、原発事故による将来への損害賠償について、現行の原発事故に係る法制度で、被害者救済が可能なのか検討を試みる。特に本稿では、原子力損害の賠償に関する法律（以下「賠償法」という）と民事訴訟法第135条の「将来の給付」（以下「将来給付」という）に注目し、将来の健康被害に対する補償の可能性について制度的な課題を示したい。

本稿では、まず原発事故の現況を概観する。次に、「生業を返せ事件」の概要と将来の補償に関する事項を示し、原賠法の補償に関する制度、将来給付との関係を検討する。最後に今後の政策的課題を提示したい。

1 原発事故の現況

2011年3月11日に発生した東日本大震災に伴う原発事故は、福島県民に甚大な被害をなおもたらしているが、ここでは、現在の状況について概観する。

(1) 避難指示区域

まず、図1が現在の福島県の避難指示区域である。2013年8月8日午前0時をもって、これまでの避難指示区域（今回は川俣町）を見直し、再編された。これにより、避難指示区域となっている福島県内11の市町村の再編が「完了した」⁽²⁾。避難指示区域の見直しは、「除染などを進めて住民の帰還を早めるのが狙いだが、避難指示の解除に至った地域はまだない」⁽³⁾のも現状である。

図1 避難指示区域の概念図

平成25年8月7日現在



出所：福島県 HP

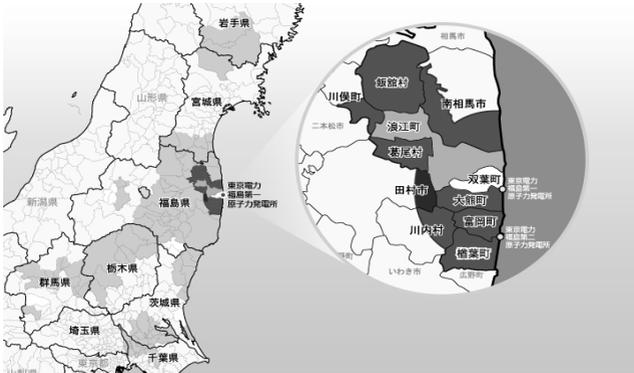
(2) 除染状況

前述の、避難指示区域の見直しは、除染を進めて早期帰還を目指すことが目的の一つであるが、その除染の状況について概観する。

除染については、①国が直接除染を実施する地域と②市町村が中心となつて実施する地域とに区分されている。①の国が直接除染を実施する地域は、「除染特別地域」と呼び「国が除染の計画を策定し除染事業を進める地域」で、「基本的には、事故後一年間の積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあるとされた「計画的避難区域」と、東京電力福島第一原子力発電所から半径20km 圏内の「警戒区域」⁽⁵⁾を指す。福島県内の避難指示区域11市町村は、この除染特別地域である。これらをまとめたのが図2である。

除染に掛る費用については、産業技術総合研究所の研究グループの試算と

図2 除染の実施状況



出所：文部科学省 HP

して福島県内での除染費用を最大で約5兆円としている⁽⁶⁾。そして、当該除染費用の負担は、当該関係原子力事業者の負担によるものとされている。つまり、除染に掛る費用は、原子力発電事業者である東京電力株式会社（以下「東京電力」という）の負担ということになる⁽⁷⁾。

2 原発事故の損害賠償

原発事故に伴う損害について、その賠償を求める根拠となるのが、賠償法である。

賠償法の目的は、被害者の保護を図り（同法第1条）、賠償責任の履行を迅速かつ確実にすることにある。同法でいう原子力損害とは、賠償法第2条2項で「核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用（これらを摂取し、又は吸入することにより人体に中毒及びその続発症を及ぼすものをいう。）により生じた損害」（下線 筆者）としている。では、賠償法の特徴と、今回の原発事故に伴う東京電力がこれまで（2013年8月2日現在）に支払った賠償額はどのようになっているのか整理したい。

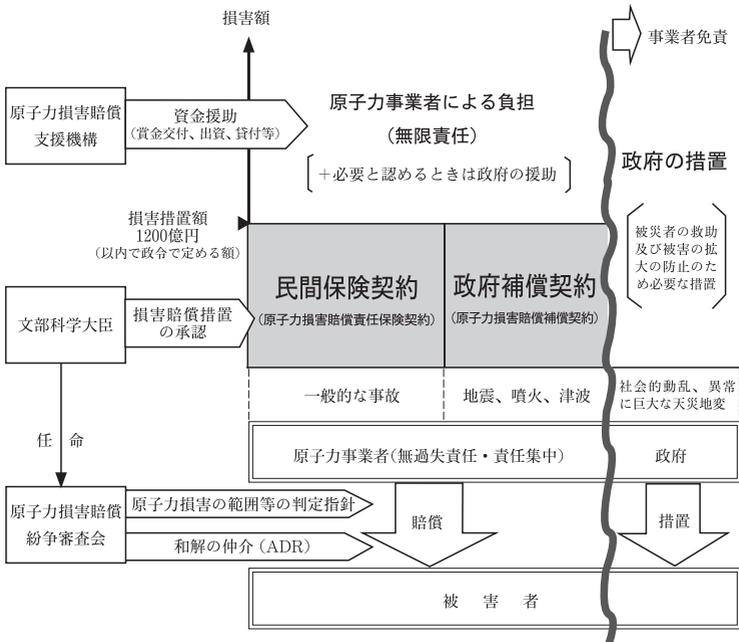
まず、賠償法の主要な特徴は次の通りである。

- ① 原子力事業者が無過失・無限の賠償責任を課す（同法第3条）。
- ② その責任を原子力事業者に集中させる、責任の集中（同法第4条：第3条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき原子力事業者以外の者は、その損害を賠償する責めに任じない。）。
- ③ 原子力事業者の無限責任（同法第3条・第4条）。
- ④ 損害賠償措置を講ずべき義務を（同法第6条：原子力事業者は、原子力損害を賠償するための措置（以下「損害賠償措置」という。）を講じていなければ、原子炉の運転等をしてはならない。そして、具体的な損害賠償措置の内容を同法第7条で定めてあり、それは、原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償補償契約の締結若しくは供託である。その措置により、一工場若しくは一事業所当たり若しくは一原子力船当たり1,200億円を原子力損害の賠償に充てることのできるものとしている⁽⁸⁾（同法第7条）。
- ⑤ 国の措置として、政府は、原子力損害が生じた場合において、原子力事業者（外国原子力船に係る原子力事業者を除く。）が第3条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき額が賠償措置額をこえ、かつ、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行なうものとする（同法第16条）。これについては、1999年に茨城県東海村で発生した、株式会社ジェー・シー・オー東海事業所における臨界事故（以下「JCO事故」という）を契機として賠償措置額の引き上げを行うなどの措置がとられた⁽⁹⁾。さらに、今回の原発事故では、被害額が膨大なることから、国の措置として、原子力損害賠償機構法（以下「機構法」という）（平成23年 法律94号）に基づき、原子力損害賠償支援機構（以下「支援機構」という）が設置された。原子力損害賠償支援機構は、賠償法第3条の規定により原子力事業者が賠償の責めに任ずべき額が賠償法第7条第1項に規定する賠償措置額を超える原子力損害が生じた場合において、当該

原子力事業者が損害を賠償するために必要な資金の交付その他の業務を行うことにより、原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施を主な目的として⁽¹⁰⁾いる（機構法第1条）。

- ⑥ 原子力損害賠償紛争審査会の設置（同法第18条）。これは、文部科学省に、原子力損害の賠償に関して紛争が生じた場合における和解の仲介及び当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針の策定に係る事務を行わせるため、政令の定めるところにより、紛争審査会を置くことができ、次の3つの事務を処理する。まず、原子力損害の賠償に関する紛争について和解の仲介を行う、次に、原子力損害の賠償に関する紛争について原子力損害の判定の指針その他の当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針を定めること、そして、前記の事務を

図3 賠償法の概念図



出所：文部科学省 HP

行うため、必要な原子力損害の調査・評価を行うこと、である。今回の原発事故でも、2011年4月に紛争審査会が設置され、2011年8月、原子力損害の賠償に関する紛争について原子力損害の判定の指針その他の当該紛争の当事者による自主的な解決に資するための中間指針がとりまとめられた。

これら特徴の概念図が図3である。今回の原発事故ではその賠償金額が膨大になるため、賠償措置額を超えることから、特徴の⑤の通り政府の措置により支援機構が設置されている。

次に、これまで（2013年12月6日現在）に、東京電力が支払った損害賠償額を示したのが表1である。これによると、これまでの損害賠償の支払い総額は、2兆6千億円を超えている⁽¹¹⁾。それ以降現在も、損害賠償支払い額は増加していると考えられる。

これらの損害賠償について、当該原子力事業者である東京電力がどのよう

表1 原子力事故の損害賠償の累計（2013.12.06）

		個人	個人 (自主的避難等 に係る損害)	法人・個人・ 事業主など
請求書の受付件数（累計）		約519,000件	約1,297,000件	約222,000件
合意状況 *1	合意件数 （累計）	約472,000件	—	約195,000件
	合意金額	約13,194億円	—	約15,140億円
本賠償の状況	本賠償の件数 （累計）	約448,000件	約1,285,000件	約192,000件
	本賠償の金額 *2	約12,266億円	約3,526億円	約14,647億円
これまでの 支払い金額	本賠償の金額 *2	約30,439億円 ①		
	仮払い補償金	約1,502億円 ②		
	支払い総額	約31,941億円 ①+②		

*1：自主的避難等に係る損害については、合意書は送付していない

*2：仮払い補償金から本賠償に充当された金額は含まない

出所：東京電力 HP より筆者作成

な基準でどのような範囲で決定しているのだろうか。東京電力のホームページによると、『原子力損害賠償紛争審査会が策定した「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」を踏まえ、賠償基準を策定しております。』として、基本的にはいわゆる中間指針に依り決定していることがわかる。さらに、中間指針で示されていない損害項目については、「中間指針を踏まえ、賠償基準を作成しておりますが、中間指針に示されていない損害項目につきましても、当社原子力発電所事故と相当因果関係の認められる損害については、個別にご事情を伺わせていただきます」として、中間指針で類型化されていない項目についても、相当因果関係の認められる損害については賠償の対象としていることもわかる。⁽¹²⁾

3 1966年以降これまでの原子力関連事故

ここで、1966年以降これまでの原子力発電所の事故について、その報告件数（法律対象）をまとめておく。⁽¹³⁾

(1) 原子力発電所における事故故障等

表2 事故故障等の報告件数内訳（752件）

状況	総数	内訳	
運転中	455件	自動停止したもの	154件
		主導停止したもの	266件
		出力変化したもの	26件
		機器の損傷が発見されたもの	9件
定期検査中			244件
その他	53件	人身事故	13件
		放射線被ばく	2件
		放射性物質漏えい	13件
		ボイラ設備	4件
		その他	21件

出所：独立行政法人 原子力安全基盤機構『平成24年版（平成23年度実績）原子力施設運転管理年報』を参考に筆者作成

表 3 2011年度 原子力発電所の事故故障等

発生年月日	原子力事業者名	発電所名
2011.04.08	東北電力株式会社	女川原子力発電所 1号機
2011.08.18	関西電力株式会社	高浜発電所 4号機
2011.08.30	東京電力株式会社	福島第二原子力発電所 2号機
2011.10.04	九州電力株式会社	玄海原子力発電所 4号機
2011.12.09	九州電力株式会社	玄海原子力発電所 3号機
2012.03.27	東京電力株式会社	福島第二原子力発電所 3・4号機
2012.03.29	関西電力株式会社	高浜発電所 3号機
2012.03.30	中部電力株式会社	浜岡原子力発電所 5号機

出所：独立行政法人 原子力安全基盤機構『平成24年版（平成23年度実績）
原子力施設運転管理年報』を参考に筆者作成

1966年～2011年までの原子力発電所における事故故障等の報告件数は、752件である（表2）。752件の内訳を示したのが表1である。2011年3月11日以降に発生した原子力発電所の事故故障等も2011年度で8件を数える（表3）。

4 原子力関連事故と損害賠償

原子力関連の事故などについて、その損害賠償の請求事件となった事例を概観する。事例として、JCO事故⁽¹⁴⁾について概観したい。

(1) JCO 事故

JCO 事故とは、1999年9月30日、茨城県東海村のJCO 東海事業所（以下「JCO」という）の核燃料加工施設で発生した事故である。当該施設において、粉末に濃縮されたウラン溶液を沈殿槽に注入する過程で臨界状態に達し、作業員3名中2名が死亡した。わが国で初めて事故被ばくによる死亡者を出した事件である。

事故後1999年10月22日に政府は、「原子力損害調査研究会」を発足させると同時に、賠償法に基づき、賠償に関する紛争仲介に備え「原子力損害賠償

紛争審査会」を設置した。同年12月8日東海村では、東海村商工会が中心となり、村主導で「JCO 臨界事故賠償対策協議会」を設置した。JCO は、同年12月11日「JCO の補償等の考え方と基準」として、JCO から10キロメートル圏内、事故発生から1カ月間の損害を補償の基本とした基準を示した。同年12月30日、JCO は補償金の仮払いを完了。仮払いの受付件数は2,722件、仮払い金額は約53.6億円となった。

1999年度の補償金の確定状況は、次の通りである。

- ・被害申出総数：約7,420件
- ・除外件数（取り下げ、請求意思なしなど）：約900件
- ・補償対象件数：約6,520件（約7,420件－約900件）
- ・合意件数：約6,000件（合意率約92.0％）
- ・合意金額：92.0億円
- ・未合意件数：約520件

また、JCO は2000年度5月までに、賠償法第7条の原子力損害賠償責任保険契約に基づき、日本原子力保険プールより10億円（契約上の上限）の保険金支払いを行う。その後、2000年から2003年にかけて、10件の訴訟が提訴され、うち1件が健康被害（本稿で概要を示す）についての訴えである。2008年3月31日現在の補償金確定の合意状況は次の通りとなった。

- ・被害申出総数：約8,018件
- ・除外件数（取り下げ、請求意思なしなど）：約1,035件
- ・補償対象件数：約6,983件（約8,018件－約1,035件）
- ・合意件数：約6,980件（合意率約99.9％）
- ・合意金額：151.8億円
- ・未合意件数：約3件（係争中）

なお、健康被害に関する訴えについて概要を示しておく。

当該訴えは、JCO 事故に伴い、被告のJCO における臨界事故当時（1999年9月30日）、事故現場の道路1本隔てて向かいで自ら経営する工場勤務していた原告が、当該事故による被曝に起因して身体に変調が生じたことな

どを主張し、当該事故後3年目を迎える2002年に被告のJCO及び親会社の被告住友金属鉱山株式会社に対し損害賠償を求め訴えた事件である。

これに対し一審、控訴審ともに原告の訴えを棄却した。一審の水戸地裁（水戸地裁平成20年2月27日判決 平成14年（ワ）第513号 損害賠償請求事件）は、被告に対する賠償法による請求を「失当」、「理由がない」として賠償法に基づく請求を認めなかった。その理由の一つにJCO事故との因果関係がある。訴訟上の因果関係について当該裁判所は、「訴訟上の因果関係の立証は、一点の疑義も許されない自然科学的証明ではないが、経験則に照らして全証拠を総合検討し、特定の事実が特定の結果発生を招来した関係を是認し得る高度の蓋然性を証明することであり、その判定は、通常人が疑いを差し挟まない程度に真実性の確信を持ち得るものであることを必要とすると解すべきところ（最高裁判所平成12年7月18日第三小法廷判決・訟月48巻6号1467頁参照）、経験則に照らして本件全証拠を総合検討しても…健康被害…を発生させた関係を是認し得る高度の蓋然性の証明はないから…希求は理由がない。」と判示した。

5 「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故原状回復等請求事件

2013年3月11日、国と東京電力を被告として、2011年3月11日当時、福島県及びこれに隣接する宮城県、山形県、栃木県または茨城県内に居住していた者800名を原告として、原状回復と慰謝料の請求を求め提訴した。当該訴訟では、原状回復を求めた損害賠償請求が主である。また当該訴訟における原状回復請求の主な内容は、憲法13条に基づく人格権の一内容としての「放射性物質によって汚染されていない環境において生活する権利」⁽¹⁵⁾つまり、「放射線被ばくによる健康影響への恐怖や不安にさらされることなく平穏な生活をする権利」⁽¹⁶⁾（以下「平穏な生活をする権利」という）の確認と、被告東京電力及び被告国の不法行為（被告東京電力について民法709条及び710条、被告国について国賠法1条1項及び民法710条）の確認とともに、それらに

基づく原状回復を求めているものである。「平穏な生活をする権利」と不法行為との効果として、主に次のような慰謝料の支払いを請求している。

- 既に発生している損害についての請求

各原告について、2011年3月11日から2013年3月11日までの24カ月間の慰謝料として金120万円など合計132万円の支払い。

- 将来発生しうる損害についての請求

原告への「平穏な生活をする権利」の侵害は、現在も継続している。したがって、原告のふるさとが本件事故前の状況に原状回復され、原告への上記権利の侵害が止むまでの間（2013年3月11日から各原告の居住地において空間線量率が1時間あたり0.04マイクロシーベルト以下となるまで）、各原告に対して、将来にわたり、月額金5万円の慰謝料など合計月額55,000円の支払い。

そして当該事件は、2013年7月16日、第一回口頭弁論が開かれた。

6 賠償法と将来の損害賠償請求

本稿では、上記「生業を返せ事件」の損害賠償請求のなかで、「将来発生しうる損害についての請求」に着目した。権利侵害が現在も継続していることが明白であり、原告らのふるさとが原発事故前の状況に原状回復され、原告らの権利の侵害が止むまでの間、つまり、将来にわたる賠償の必要性和重要性とを、賠償法との関係で考察を試みたい。

原発事故による被害が訴訟を提起した時点でも継続している場合、継続的侵害に対する賠償請求制度である民事訴訟法（平成8年法律第109号）（以下「民訴法」という）第135条の「将来の給付の訴え（以下「将来請求」という）」を根拠として、賠償法による将来の損害賠償は可能であろうか、そのことについて、本節ではまず、将来の訴えについて整理し、次節で賠償法と将来請求との可能性について考察してみたい。

（1）将来請求の訴えの利益

将来請求とは、まず、裁判における事実審理の最終時点である事実審の口頭弁論の終結時が基準となる。そのうえで、事実審の口頭弁論終結時までに履行すべき状態にない、つまり口論弁論終結時以降について給付義務があると訴えることをいう。将来給付の訴えが認められるには、①将来請求の給付の訴えにおける請求適格を有する、②「あらかじめその請求をする必要がある場合」（民訴法第135条）に限り提起することができるという要件が必要とされる⁽¹⁷⁾。また、②の場合が将来給付の訴えの利益を意味し、次の2つの類型⁽¹⁸⁾がある。

- ・履行期の履行が強く要請される場合。
- ・将来の任意の履行が期待できない事情のある場合。

（2）将来請求の判例

将来請求について、特に公害訴訟における将来請求についての判例は、大阪国際空港公害訴訟事件（以下「大阪国際空港事件」という）（最高裁昭和56年12月16日判決 判時1025号39頁）において、最初の判断が示されている。それ以降、主な将来請求に関する公害訴訟に東海道新幹線騒音・振動差止・損害賠償事件（以下「名古屋新幹線事件」という）（名古屋高裁昭和60年4月12日判決 判時1150号30頁）、横田基地夜間飛行差止等請求事件（以下「横田基地事件」という）（最高裁平成19年5月29日判決 判時1978号7頁）などがあり、本稿でもこの三つの事件における将来請求について、裁判所の判示を概観する。なお、大阪空港事件では、最高裁判決だけではなく、控訴審判決での将来請求についての判断も併せて概観したい。

①大阪国際空港事件⁽¹⁹⁾

最高裁判決では、将来請求の認否について次のように否定した。

「民訴法226条（現135条）はあらかじめ請求する必要があることを条件として将来の給付の訴えを許容しているが、同条は、およそ将来に生ずる可能性のある給付請求権のすべてについて前記の要件のもとに将来の給付の訴え

を認めたものではなく、主として、いわゆる期限付請求権や条件付請求権のように、既に権利発生の基礎をなす事実上及び法律上の関係が存在し、ただ、これに基づく具体的な給付義務の成立が将来における一定の時期の到来や債権者において立証を必要としないか又は容易に立証しうる別の一定の事実の発生にかかっているにすぎず、将来具体的な給付義務が成立したときに改めて訴訟により右請求権成立のすべての要件の存在を立証することを必要としないと考えられるようなものについて、例外として将来の給付の訴えによる請求を可能ならしめたにすぎない…継続的不法行為に基づき将来発生すべき損害賠償請求権についても、例えば不動産の不法占有者に対して明渡義務の履行完了までの賃料相当額の損害金の支払を訴求する場合のように、右請求権の基礎となるべき事実関係及び法律関係が既に存在し、その継続が予測されるとともに、右請求権の成否及びその内容につき債務者に有利な影響を生ずるような将来における事情の変動としては、債務者による占有の廃止、新たな占有権原の取得等のあらかじめ明確に予測しうる事由に限られ、しかもこれについては請求異議の訴えによりその発生を証明してのみ執行を阻止するという負担を債務者に課しても格別不当とはいえない点において前記の期限付債権等と同視しうるような場合には、これにつき将来の給付の訴えを許しても格別支障があるとはいえない。しかし、たとえ同一態様の行為が将来も継続されることが予測される場合であつても、それが現在と同様に不法行為を構成するか否か及び賠償すべき損害の範囲いかな等が流動性をもつ今後の複雑な事実関係の展開とそれらに対する法的評価に左右されるなど、損害賠償請求権の成否及びその額をあらかじめ一義的に明確に認定することができず、…事情の変動を専ら債務者の立証すべき新たな権利成立阻却事由の発生としてとらえてその負担を債務者に課するのは不当であると考えられるようなものについては、…本来例外的にのみ認められる将来の給付の訴えにおける請求権としての適格を有するものとすることはできないと解するのが相当」として、同事件について「将来の侵害行為が違法性を帯びるか否か及びこれによつて被上告人らの受けるべき損害の有無、程度は、被上告人ら空

港周辺住民につき発生する被害を防止、軽減するため今後上告人により実施される諸方策の内容、実施状況、被上告人らのそれぞれにつき生ずべき種々の生活事情の変動等の複雑多様な因子によつて左右されるべき性質のものであり、しかも、これらの損害は、利益衡量上被害者において受忍すべきものとされる限度を超える場合にのみ賠償の対象となるものと解されるのであるから、明確な具体的基準によつて賠償されるべき損害の変動状況を把握することは困難といわなければならないのであつて、このような損害賠償請求権は、それが具体的に成立したとされる時点の事実関係に基づきその成立の有無及び内容を判断すべく、かつまた、その成立要件の具備については請求者においてその立証の責任を負うべき性質のものといわざるをえないのである。したがつて、…損害賠償請求のうち原審口頭弁論終結後に生ずべき損害…は、権利保護の要件を欠くものというべきであつて、…かかる訴えを却下すべき」と判示した。

②名古屋新幹線事件

名古屋新幹線事件では、大阪国際空港事件の最高裁判決を参照し、「これを本件についてみるに、新幹線列車の走行に伴つて発生する騒音振動は列車走行状況…等により大きく変動するものであること前認定の通りであり、これらの事実関係は今後とも変動することが十分予測され…被告による…対策の進展。原告ら自身に生ずる事情変更によつても…被る被害の有無及び程度は変動する…しかも、…諸要因を総合判断したうへ、被害者において受忍すべきものとされる限度を超える場合にのみ損害賠償が認められるのであるから、現時点において将来の事実関係を把握し、具体的金額をもってあらかじめその賠償額を認定することは到底困難である…新幹線騒音振動による慰謝料請求権は、それが具体的に成立したとされる時点の事実関係に基づきその成立の有無及び内容を判断すべきであり、かつその成立要件の具備については原告らにおいてその立証責任を負うべき性質のものといわざるをえない。従つて、…将来の慰謝料請求は権利保護の要件を欠くものと」として、将来請求について却下した。

③横田基地事件

横田基地事件でも「請求権としての適格を有しないものであることは、当裁判所の判例とするところ」として、やはり将来請求について大阪国際空港事件をその判断の根拠とした。判決は「横田飛行場において離着陸する米軍の航空機の発する騒音等により精神的又は身体的被害等を被っていることを理由とする…損害賠償請求権のうち事実審の口頭弁論終結の日の翌日以降の分については、その性質上、将来の給付の訴えを提起することのできる請求権としての適格を有しないものであるから、これを認容する余地はないものというべきである。」「以上によれば、…本件訴えのうち原審の口頭弁論終結の日の翌日…以降に生ずべき損害の賠償請求に係る部分は、権利保護の要件を欠くものというべきであって、…損害賠償請求を原判決言渡りまでの期間について認容した原判決には、訴訟要件に関する法令の解釈の誤りがあり、この違法が判決に影響を及ぼすことは明らかである。論旨は理由があり、原判決中上記将来の損害の賠償請求を認容した部分は破棄を免れず、上記部分に係る訴えを却下した第1審判決は相当であるから、この部分についての被上告人らの控訴を棄却すべきである。なお、被上告人らの本件訴えのうち将来生ずべき損害の賠償請求に係る部分は、上記のとおり不適法でその不備を補正することができないものであるから、口頭弁論を経ないで判決をする。」とし、将来請求について、やはり容認しなかった。

このように、将来請求に関して裁判所は「不適法」⁽²⁰⁾として「判例上は確立したものと見えよう。」⁽²¹⁾

(3) 判例に対する批判（補足意見も含めて）

将来の給付に対する裁判所の判断については、批判も多い。⁽²²⁾ここでは、裁判官による補足意見も含めて、主な主張をまとめる。

①大阪国際空港事件

大阪国際空港事件の最高裁判決対して、団藤重光裁判官の補足意見がある。

団藤裁判官は、将来請求について「民訴法226条（現135条）は、「将来ノ給付ヲ求ムル訴ハ予メ其ノ請求ヲ為ス必要アル場合ニ限り之ヲ提起スルコトヲ得」と規定しており、法文上はあらかじめ請求をする必要性の存在だけを要件として掲げているにすぎないが、民訴法全体の体系の中に位置づけて理解するときは、本条はあくまで例外的なものであつて、解釈上厳格な制約を考へなければならぬのは当然である。しかし、本条をどのように解釈するかは、結局は、立法者がとくに本条を設けた趣旨を勘案しながら、既判力の範囲の問題や当事者間の利益の均衡などを考慮して決する以外にないと考えるのである。」としたうえで「おもうに、期限付請求権や条件付請求権などについては、期限の到来や条件の成就を待つまでもなく、あらかじめ訴を提起して債務名義を取得することができるものと解しなければならないことは、かりに本条のような規定がなかつたとしても当然のことではあるまいか。そうだとすれば、本条をとくに設けた趣旨が、単にこのようなばあいについての疑義を避けるためだけであつたとみることはできないであろう。わたくしは、請求権発生基礎となるべき事実関係が継続的な態様においてすでに存在し、しかも将来にわたつて確実に継続することが認定されるようなばあいには、具体的事案に応じて、前記のような考慮によつて是認される限度で、本条の規定による訴求がみとめられるべきもの」とし、これを踏まえ、本件について「たとえば…すでに発生した損害に対してばかりでなく、その瑕疵が除去されないかぎり将来にわたつて継続して発生するであろう損害に対しても、その賠償を請求することができるものと解しなければならないであろう。これは多数意見の例示する不動産の不法占有のばあいと異なるところはないはずだとおもう。…原判決は、過去の損害賠償に関する被害の認定にあつても、…最小限度のそれを認定しているものと解されるのであつて、そのような最小限度の被害の発生は、特別の事態がおこらないかぎり、将来、当分のあいだ確実に継続するであろうことは、むしろ常識的に是認されるところである。…原判決が将来の給付を命じるについて明確かつ適当な終期を付しなかつたことは原判決の重大な瑕疵といわなければならない、わたくし

もこの点で原判決は将来給付の請求に関するかぎり破棄差戻を免れないもの
 と考えるが、もし前記のような最小限度の被害の発生が確実に継続するもの
 とみとめられる期間を控え目にみてその終期を定めるならば、その期間内に
 特別の事態が生じたばあいに相手方に請求異議の訴によつて救済を求めさせ
 ることにしても——その特別の事態の発生によつて賠償額に影響を及ぼすこ
 とを立証しなければならないが——これに不当に不利益を課することにはな
 らないというべきであろう。…要するに、わたくしは、本件将来給付の請求
 を不適法とする多数意見には賛成することができない」としている。

また、研究者からの批判として、加藤⁽²³⁾ [1982] は「判決の指摘するように、
 たしかに弱い点があり、その損害の発生、…施策などのよって流動的である
 ことは否めない。…しかし、ひるがえって考えてみると、大阪空港の騒音被
 害が、そう簡単に解消するものではないことも確かだったのであるまいか。…
 かりに2、3年程度の控えめな確定期限を付すならば、認めてよかったので
 はないだろうか。この点で、本件について将来の損害の賠償請求を一切認め
 ないという判決は、…理論的にも実際的にも問題がある」と指摘している。

②名古屋新幹線事件

名古屋新幹線事件に関しては、経済学の立場から批判した岩田⁽²⁴⁾ [1985] が
 興味深い。岩田 [1985] は、将来請求を認めなかった本判決に対して「裁判
 所において減速を認めなかったばかりか、市場メカニズムを通ずる減速ない
 し騒音・振動の減少という道も閉ざしてしまった。」とし、もし市場メカニ
 ズムが確立できるような判断をしていれば「裁判所はもっぱら現在と将来の
 被害額を算定すればよく、新幹線利益の側面を考慮することから解放させる。」
 と主張する。さらに「将来の慰謝料が妥当な水準で認められ、同時に汚染者
 負担の原則が採用されれば」新幹線運用に関する対策等は、当該事業者に委
 ねることができるとする。この指摘は、本稿でも第7節で分析・検討してい
 る。

③横田基地事件

横手基地事件での批判は、補足意見として提示された、那須、田原両裁判官の意見を参考とする。

まず、那須裁判官の補足意見は、「原判決は結論において相当」として上で「民訴法135条が将来の給付を求める訴えにつき「あらかじめその請求をする必要がある場合に限り、提起することができる」と定めた趣旨については、多数意見も指摘するとおり、およそ将来に生ずる可能性のある給付請求権のすべてについて将来の給付の訴えを認めたものではなく、主として、既に権利発生の基礎をなす事実上及び法律上の関係が存在し、ただこれに基づく具体的な給付義務の成立が将来における一定の時期の到来や債権者において立証を必要としないか又は容易に立証し得る別の一定の事実の発生にかかっているにすぎず、将来具体的な給付義務が成立したときに改めて訴訟により右請求権成立の全ての要件の存在を立証することを要しないと考えられるようなものについて、例外として請求を可能ならしめたものと理解できる（昭和56年大法廷判決）。…原判決は大法廷判決に抵触するかのようにも見えるのであるが、…必ずしもこれに反するとまではいえないと認めることができる。…原判決は、昭和56年大法廷判決の示した枠組みを踏まえつつ、当事者の適切かつ迅速な救済を図るために、あえて判決言渡りまでの短期間に限定して継続的な不法行為による将来の損害賠償請求権の成立を認めるべく実務上の工夫をしたものであると評価できる。」とし、「検討したところを総合すると、原判決のうち将来の損害賠償請求に関する部分は結論において相当なものとして是認すべき」との意見を述べている。

次に、田原裁判官は、「昭和56年大法廷判決の見解を踏襲し、…原判決のうち、原審口頭弁論終結日の翌日以降、原判決言渡りまでの損害賠償請求を認めた部分を破棄し、却下すべきものとするが、それには賛成できない。」とし、「昭和56年大法廷判決から既に25年を経た今日、その間に提起された同種事件の状況や学説の状況を踏まえれば、同判決が定立した継続的不法行為による将来の損害賠償請求権の行使が許容される場合の要件について、その見直しがなされるべきである。…将来の給付の訴えは、「あらかじめその

請求をする必要がある場合」(民訴法135条)に認められるところ、それが一般に認められている期限付請求権や条件付請求権以外にどのような請求について認められるか否かは、学説において一般に承認されているように、将来生ずる不確定要素の立証の負担を原、被告いずれに負担させるのが妥当かという利益衡量の問題に尽きる」とし、「当該具体的な事案に応じて判断されるべき」としている。そして「本件では、…事実審口頭弁論終結日の翌日以降の損害賠償請求も認めて然るべきであると考え」とし、「如何なる範囲でそれを認めるかは、口頭弁論終結時における被上告人らの被っている被害が将来も継続することが高度の蓋然性をもって認められる期間、被上告人らが口頭弁論終結後の被害にかかる損害賠償請求を求めるために新たに訴えを提起することに伴う負担の内容、将来請求を認容した場合に上告人が請求異議事由として主張し得る事項とその立証に要する負担の程度、及びその負担をさせることに伴う上告人、被上告人間の衡平性を考慮したうえで判断すべき」としている。そのうえで、容認する内容について「被上告人らの請求の範囲で、将来請求を認容する期間、及び認容する金額のいずれも控え目になすべきであって、その具体的な認定は、当該事案における事実関係に応じて判断すべき事柄であると考え(昭和56年大法廷判決における団藤重光裁判官の反対意見参照。)」としている。最後に「多数意見の引用する昭和56年大法廷判決は変更されるべきであり本件訴訟においては、…原判決言渡日の翌日以降についても将来請求が認められて然るべきであると考え…この結論は原判決よりも上告人に不利益になるので、いわゆる不利益変更禁止の原則により上告を棄却するにとどめるのが相当であると考え。」との意見を補足している。

7 原発事故と将来請求の意義と効果⁽²⁵⁾

①意義

将来請求の意義について伊藤 [1977] は、「将来における強制執行を容易に [し]」(引用中の [] 内は筆者)「あらかじめ債務名義を作ることによっ

て、将来の侵害行為そのものを予防できる⁽²⁶⁾とし、その機能は「間接強制機能⁽²⁷⁾」であると論じている。また、角森 [1982] も、伊藤と同様に不法行為抑止をその意義として挙げている。特に公害のような継続的な不法行為に対してよりその意義が重要であることを指摘している。そうした意義を考慮して、将来請求を「全部却下」することは「権利救済制度の存在そのものを否定することになる⁽²⁸⁾。」と、将来請求の意義を十分認識することの重要性を訴えている。

では、このような意義を踏まえ、今回の原発事故の被害者にとって将来請求はどのような効果をもつであろうか。

②効果

期待できる効果として、まず汚染者負担の原則⁽²⁹⁾の確立である。もちろん原発事故以降現在までの汚染に関する汚染の賠償責任でも、汚染者負の原則は確立できるであろう。しかし、当該事故に依る汚染は、現に進行中であり、たとえば、将来如何なる事象が実際に起きるかどうか不確実性を有する問題ではあるとしても、今回の原発事故に関しては、汚染や健康に関する不安や事象が、将来にわたって継続するであろうことは十分に予測できるであろう⁽³⁰⁾。したがって、原発事故においては、将来に関しての汚染者負担の原則を確立することは重要であろう。さらに、将来請求の意義にもあるように、将来に対する侵害行為の予防、抑止にもつながることが期待できる。さらに、岩田⁽³¹⁾ [1985] でも指摘しているとおり、汚染者負担の原則が確立され、仮に将来の慰謝料が算定できたとすれば、その後は、汚染者自身の問題となる。このことで、汚染者が原発事故の早期の収拾、復旧、復興へさらなる推進力を発揮することも期待できるであろう。このことは、被害者の利益保護にもつながるのではないだろうか。

さらに、将来請求の効果として、権利発生の基礎をなす事実上及び法律上の関係の明確化があろう。権利関係が明確になり、上記汚染者負担の原則が確立されれば、社会的費用を軽減できることにもなる⁽³²⁾。将来請求が不適とするならば、浦川⁽³³⁾ [2011] の指摘の通り「3年目ごとに新たに訴訟を提起し

なければ、消滅時効との関係で被害者は損害賠償を確保できなくなる」ことになり、「被害者にとっては大きな負担」となり、社会的費用も多大になる可能性がある。これについては、横田基地事件での田原裁判官の補足意見でも次のように指摘している。「本件のごとき訴訟において事実審口頭弁論終結後の将来請求が認められない場合には、その被害者は、その後の被害につき損害賠償を求めるために、新たに損害賠償請求訴訟を提起せざるを得ず、その被害者らは、訴訟を提起し、主張、立証を行うことによる膨大な経済的、精神的負担を負うと共に、それらに多大な時間を要することとなり、また、かかる訴訟が提起されることに伴う社会的コストも無視できないものとなる。」と社会的費用の増大を懸念している。

③賠償法と将来請求

本稿2節でも示したが、賠償法第2条2項には原子力損害として、「核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用（これらを摂取し、又は吸入することにより人体に中毒及びその続発症を及ぼすものをいう。）により生じた損害」という規定が示されている。放射線の作用によって生じる事象は、JCO事故のように現場での被ばくなどを除き、およそ時間的ロスが生じる可能性が考えられよう。例えば将来、人体に及ぼす事象も考えられる。このようなことから、原子力事故に関する将来請求は十分に成立するものと考えられるのではないだろうか。原子力損害に対する賠償請求を、具体的に事象が成立した時点で訴訟を提起しなければ、当該賠償の対象にならない、さらに立証責任は原告が負うということになれば、被害者にとっての負担が増すばかりでなく、将来に対する不安を払しょくできなくなるのではないか。また、汚染者負担の原則からも、その都度の訴訟でよければ、汚染者は原告の立証を待てばよいということになり、問題もあろう。

おわりに

本稿では、原発事故による将来の損害に関する救済制度について、賠償法と当該事故に対する民事訴訟法の将来給付との制度的課題の明示を試みた。原発事故に関して賠償法での救済では、中間指針の類型に基づく損害の内容に沿っての救済であることが分かった。今後、将来の損害についても、中間指針の類型にはないが救済の可能性を検討されるべきであろう。賠償法と将来請求については、それぞれの制度的意義との間で整合性の問題があるかもしれない。しかし当該原発事故に関する限り、将来請求制度の活用を検討してみることが必要なのではないだろうか。その意味からも、今回の当該事故に対する「生業を返せ」訴訟における将来請求の意義は大きい。裁判所は単に、これまでの公害訴訟の判例のように、昭和56年最高裁大法廷判決を踏襲し、「具体的に成立したとされる時点の事実関係に基づきその成立の有無及び内容を判断すべきであり、かつその成立要件の具備については原告らにおいてその立証責任を負う」(名古屋新幹線事件控訴審判決⁽³⁴⁾)ということで判断するのではなく、今後制度として確立するよう促す判断を期待したい。

当該原発事故については、原子力事業者である東京電力とともに、国も社会的責任はもちろん、法的な責任も負うべきである⁽³⁵⁾。

汚染者負担の原則をここでもう一度認識し、当該原発事故の費用は汚染者が負担すべきであろう⁽³⁶⁾。また、汚染者負担の原則に基づき、将来請求を容認することは、汚染者へのインセンティブとなり、原発事故の收拾、復旧、復興がさらに加速するだろうし、なにより被害者への救済の確実性も期待できる。このことは、被害者の費用負担を軽減し、将来への不安をすこしでも取り除くことにもつながるのではないだろうか。さらに、取引費用の削減にもつながるであろう。このためにも、汚染者負担の原則を貫く法制度の確立を早急に検討する必要があるのではないだろうか。いずれにしても、将来発生する可能性のある事象の予防に努めることが何より重要である。

〔謝辞〕

本稿を執筆するに当たり、「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故原状回復等請求事件の弁護団事務局長を務められる馬奈木巖太郎弁護士には、多大なるご協力を賜ることができた。馬奈木先生は、ご多用にも関わらずヒアリング等に応じて下さり、さらに多くの資料のご提供も頂いた。ここに深くお礼を申し上げる次第です。

なお、本稿に含まれる誤謬はすべて筆者に帰することは言うまでもない。

- (1) 例えば、原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律147号）では、同法第18条で原子力損害の賠償に関して、紛争が生じた場合は、原子力損害賠償紛争審査会（以下「紛争審査会」という）が設置できる。今般の原発事故でも、2011年4月に紛争審査会が設置され、2011年8月、原子力損害の賠償に関する紛争について原子力損害の判定の指針その他の当該紛争の当事者による自主的な解決に資するための中間指針がとりまとめられた。当該指針は、「原子力損害に該当する蓋然性の高いものから、順次指針として提示する」ことで「可能な限り早期の被害者救済を図ること」を目的としている。また、賠償すべき損害について、「一定の類型化が可能な損害項目やその範囲等を示したもの」であり、当該中間指針で「対象とされなかったものが直ちに賠償の対象とならない」というものではないことが明示されており、損害賠償の範囲を柔軟にしている点は重視すべきであろう。なお、この指針については、高橋・大塚 [2013]、中島 [2013] を参照のこと。
- (2) 2013年8月8日付 朝日新聞デジタル版
- (3) 同上
- (4) ②の地域は「汚染状況重点調査地域」と呼ばれ、年間の追加の被ばく線量が年間1ミリシーベルトの地域を含む市町村が対象となり、放射性物質汚染対処特別措置法（平成25年法律第54号）に基づき、除染計画が策定される。詳細は、文部科学省 HP 参照。
- (5) 文部科学省 HP 参照。
- (6) 詳細は、日本経済新聞 WEB 刊 2013年7月24日付を参照。
- (7) 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成25年法律第110号）（以下「特措法」という）では、費用負担として、原発事故による、環境の汚染に対処するための費用は、関係原子力事業者が賠償する責めに任ずべき損害に係るものとして、当該関係原子力事業者の負担の下に実施されるものとしている（同法第44条）。しかし、この費用負担についても疑問がある。例えば、同法第44条2項には、（東京電力）は除染に掛る費用について地

方公共団体などから請求または求償があったときは、速やかに支払うよう努めなければならない、とあり、当該事業者が支払いを円滑に進められるよう、国は必要な措置を講ずることができる（同法第45条）ものであるから、例えば税金での費用負担も可能であると考えられることではないか。仮に税金での資金援助が可能となった場合、国民の責務として同法第6条で施策に協力するよう努めることが求められているので、これを追認するしかないのではなかろうか。これでは、原発事故に伴う環境汚染の費用負担が国民負担となり、「汚染者負担の原則」からは容認できるとはいえないのではないだろうか。この汚染者負担の問題については、小祝〔2012〕を参照。

- (8) この措置に伴う費用は、電力料金算定の基礎となる、総括原価方式の営業費として算入され電力料金に転嫁されている。詳細は小祝〔2012〕224-225頁を参照。
- (9) 人見〔2012〕71頁を参照。
- (10) 機構法は、賠償法で定める賠償の責めに任ずべき額が賠償措置額を超える原子力損害が生じた場合において、当該原子力事業者が損害を賠償するために必要な資金の交付その他の業務を行うことにより、原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施、電気の安定供給などに係る事業の円滑な運営の確保を図ることを主な目的として制定された。この機構法については、拙文別稿で分析することとし、本稿では専ら賠償法の分析を行うこととしたい。
- (11) これらの支払いには、支援機構からの資金援助が当てられていると考えられる。支援機構HPによると、これまで支援機構から東京電力への資金援助は延べ18回行われ、その総額は2兆7千億円を超えている。
- (12) 中間指針と賠償法、機構法との考察については、拙文別稿に譲りたい。重要なのは、中間指針でも明記されている通り、賠償すべき損害の範囲について、中間指針で具体的に示した項目はあくまで、「一定の類型化が可能な損害項目やその範囲等を示したもの」であり、中間指針で「対象とされなかったものが直ちに賠償の対象とならない」という点であろう。東京電力もこの点を考慮していると考えられる。
- (13) 当該資料について、詳細は独立行政法人 原子力安全基盤機構『平成24年版（平成23年度実績）原子力施設運転管理年報』「第3編 事故故障等」を参照されたい。
- (14) 本稿の当該事故の時系列等についての詳細は、文部科学省HPを参照のこと。
- (15) 当該事件訴状。
- (16) 同上。訴状では、当該権利について「平穏生活権とは、憲法13条の「幸福追求権」により導かれる人格権の一種であり、生命・身体に対する危険や不安や精神的平穏に対する侵害にさらされることなく、平穏裡に生活を営む私法上の権利」としている。これが侵害されているとして、「平穏生活権については、民法の不法行為に関する規定（民法709条・710条等）を媒介に、平穏生活権を侵害する行為の差止めや、その侵害に起因する損害の賠償が認められると解されている。」として、「原告らが受けているこれらの被害は、まさに「放射性物質によって汚染され

ていない環境において生活する権利」すなわち「放射線被ばくによる健康影響への恐怖や不安にさらされることなく平穏な生活をする権利」の侵害の現れである。しかも、こうした平穏な生活を送る権利の侵害は、将来のがん発症など、重篤な健康障害の発生のリスクを背景とするものであって、絶対権である身体権侵害の場合に準じて取り扱われるべきものであり、この意味で、この権利の性質は、講学上の「身体権に接続する平穏生活権」として位置づけられるべきものである。したがって、本件においても、侵害行為の差止め（原状回復請求）及び損害賠償請求が認められるべきである。」と主張している。さらに、当該権利については「例えば、東京高裁昭和62年7月15日判決（横田基地騒音訴訟控訴審判決）は、横田基地に発着する米軍機による騒音・振動等の被害に対して差止めと損害賠償を求めた事案であり、「人は、人格権の一種として平穏で安全な生活を営む権利を有し」ているとして、「物上請求権と同質の権利として」騒音・振動等による侵害行為の差止めの根拠となり得る排他性を有している旨を判示している。また、仙台地裁平成4年2月28日決定は、産業廃棄物処分場が操業すると生活用水が汚染されるおそれがあるとして差止めを求めた事案について「客観的には飲用・生活用水に適した質である水を確保できたとしても、それが一般通常人の感覚に照らして飲用・生活用に供するのを適当としない場合には、不快感等の精神的苦痛を味わうだけでなく、平穏な生活をも営むことができなくなると言うべきである。したがって、人格権の一種としての平穏生活権の一環として、適切な質量の生活用水、一般通常人の感覚に照らして飲用・生活用に供するのを適当とする水を確保する権利があると解される。そして、これらの権利が将来侵害されるべき事態におかれた者、すなわちそのような侵害が生ずる高度の蓋然性のある事態におかれた者は、侵害行為に及ぶ相手方に対して、将来生ずべき侵害行為を予防するため事前に侵害行為の差止めを請求する権利を有するものと解される」として、産業廃棄物最終処分場の操業差止めの仮処分の申立を認容している。」としている。また、当該訴訟の原告弁護団の事務局を務められている馬奈木弁護士は、筆者とのインタビューで当該事故を「公害」と位置付けていた。原発事故が「公害」であるとの解釈は、高橋・大塚 [2013] 13頁参照。

- (17) 伊藤 [1977] 24-25頁を参照のこと。
- (18) 和田 [2012] 142頁を参照。
- (19) 大阪国際空港事件について大阪高等裁判所（大阪高裁昭和50年11月27日判決 判時797号36頁）においては、将来請求が認容された。判決で裁判所は「本件の将来請求は、将来における不法行為の成立および損害の発生を前提とするものではあるが、過去から現在まで長期間にわたり権利侵害の状態が継続している本件のような場合には、近い将来に侵害または損害の発生が止む蓋然性のあることが被告によって立証されない限り、将来にわたって同様の侵害状態および損害の発生が継続するものと推定すべきであり、したがって請求権発生の基礎たる事実関係を現時において確定しうるものとして、請求を容認することができるものと解される。」として将来請求を容認している。竹下 [1776] 34頁参照。竹下 [1975]

は、過去又は現在から将来にわたって権利侵害が継続する場合、被害者救済のためには「継続的侵害行為をなす者が、その不法行為を争っていれば、適時の賠償は期待し得ないから、予めその請求をなす必要があるといえよう。この意味で、本判決が、将来の損害賠償を適法と認めたことに賛成したい。」としている。

- (20) 浦川 [2011] 206頁を参照。
- (21) 同上。さらに和田 [2012] 143頁を参照。
- (22) 田井 [2011] 87頁を参照。
- (23) 加藤 [1982] 13頁を参照。
- (24) 岩田 [1985] 16-17頁を参照。
- (25) 詳細は小祝 [2005] 118-119頁を参照。
- (26) 伊藤 [1977] 24頁を参照。
- (27) 同上。
- (28) 角森 [1982] 105頁を参照。
- (29) 汚染者負担の原則に関して、永井 [1973] (28-29頁) では、次のように明示する。「[汚染者負担の原則] は、まず汚染者が環境にかかわる費用をみずから負担する」として上で「環境にかかわる費用のなかでも、汚染の発生源における公害防止のための諸費用、および被害が生じた場合にはその被害の回復、補償のための諸費用は、汚染者が負担するという原則がまずもって設定されなければならない。発生源における公害防止の諸費用を、税制上の優遇措置、公的資金の低利融資、公的資金による共同処理といったような補助金的な形態で行政が援助することは、この原則に反する。(引用中の [] 内は筆者)」とし「事後的な公害対策の費用、特に自然環境浄化のための費用は、基本的には汚染者がそれを負担すべき」としている。さらに汚染者負担の原則については、小祝 [2012] 214-223頁参照。
- (30) この場合、問題となるのは将来についての期限であろう。これまでの将来請求に関する裁判でも、補足意見でこの点が指摘されている。団藤裁判官は「最小限度の被害の発生が確実に継続するものとみとめられる期間を控え目にみてその終期を定めるならば、その期間内に特別の事態が生じたばあいには相手方に請求異議の訴によつて救済を求めさせることにしても——その特別の事態の発生によつて賠償額に影響を及ぼすことを立証しなければならないが——これに不当に不利益を課することにはならないというべきであろう。また、かような終期を付することによつて、既判力の範囲についても、疑点を解消することができるものと考ええる。」また、横田基地事件での那須裁判官の補足意見では、「期限を切らない将来の損害賠償請求と判決言渡日までという明確で比較的短期間に限定したうえで、の損害賠償請求との間には将来予測の可能性及び確実性の点で本質的な差異があるのであって、単純に「大は小を含む」というような関係のものとして処理できるものではないと考える。いうまでもなく、将来の事象は実際に起きるかどうかも未確定なものであるが、しかし、実際に起きるかどうかに関する予測可能性ないし確実性の程度は、前提とする事実如何により濃淡様々な差がある。どのくらい

先のことを予測するのか、その長さによっても差が生じる。近い将来のことは、現に生じている事実を踏まえれば比較的容易に予測できるが、遠い先のことは予測が困難である。したがって、継続的な不法行為の場合について、期間を区切らなかつたり、区切っても遠い先を期限としたり、あるいは実際に起きるかどうかが不分明な事実に係わらしめた将来の損害賠償請求については、違法行為の成否及びこれによって生ずべき損害の有無、程度につき、予測が困難であるかそうでなくても予測できる事実に不確実な面が多いということはいえるであろう。」と論じている。期限について「生業訴訟事件」では、その訴状で2013年3月11日から各原告の第1項記載の居住地において空間線量率が1時間あたり0.04マイクロシーベルト以下となるまでの間、としている。

- (31) 岩田 [1985] 16-17頁を参照。
- (32) いわゆる「コースの定理」に近い状況となる。コースの定理とは、ロナルド・H・コース (Ronald H. Coase 1910-) によって、1960年の論文『社会的費用の問題』(Coase, R. H. [1960] “The Problem of Social Cost” *J. Law & Econ.* Vol. 3. pp.2-144.) で構築された理論である。「取引費用がゼロ」と「権利の初期配分を明確化」という重要な2つの仮定をおき、「取引費用がゼロ」という仮定により、多くの経済学や法と経済学のテキストで批判的な帰結で扱われている。しかし、コースは、取引費用が発生する現実的な世界において「取引費用」の大小が資源配分へ大きく影響することを証明するために、まず、取引費用をゼロと仮定して分析をしたに過ぎない。仮にある権利行使をする場合、「取引費用がゼロ」の場合には、資源配分が最適になるにもかかわらず、「取引費用」が過大場合、権利行使自体を行わないこともある。そうすると、資源配分の最適性が達成できず、社会的な損失が発生する。そのような事態を極力さけるため、「取引費用」の軽減化には、法制度の確立によって達成すべきことを明示したのである。したがって、単純に「取引費用がゼロ」の仮定のみでコースの定理を批判するのは的外れである。たとえば、裁判外紛争処理であるADR (Alternative Dispute Resolution) などは、本来のコースの主張を具現化した制度といえるのではないか。今回の原発事故に関しては、原子力損害賠償紛争解決センターがADRの役割を担っている。コースの定理についての分析は、R. D. クーター、T. S. ユーレン著 太田勝造訳 [1990] を参照されたい。
- (33) 浦川 [2011] 91頁を参照。
- (34) 『判例時法 No.1150号』86頁を参照。
- (35) 国の社会的責任については、特措法第3条で「これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的責任を負っている」と国の責務を明記している。しかし、国は、法的責任については認めていないとして、「生業訴訟事件」でも、その点の明確化を求めている。
- (36) 汚染原因者と汚染者負担の原則との関係について、植田 [1995] 151-152頁は、汚染者とは「単に汚染物質の排出者ではなく、汚染物質を排出する活動によって特別な利益を得た主体」のことであり、外部費用など「本来支払うべき費用を支

払わないことで、特別の利益を獲得した受益者」がそれに該当すると指摘している。この指摘は重要であろう。賠償法では、責任の集中によって、当該原発事故に関する損害賠償責任は、東京電力のみ生じるが、植田の指摘に基づけば、原子力発電所の開発、建設に関わった企業等も汚染原因者の概念に相当するののか、法制度を検討する過程では必要であろう。

【参考文献】

- 伊藤 進 [1977]「将来請求」『判例時報』No.1025 23-26頁
- 岩田規久男 [1985]「新幹線訴訟控訴審判決における利益衡量の経済学的検討」『ジュリスト No.840』14-19頁
- 植田和弘 [1996]『環境経済学』 岩波書店
- 浦川道太郎 [2011]「名古屋新幹線事件」『別冊 Jurist NO.206 環境法判例百選』88-91頁
- 加藤一郎 [1982]「大阪空港大法廷判決の問題点」『ジュリスト 臨時増刊 No.761』6-13頁
- 角森正雄 [1982]「将来の給付の訴えについて—公害訴訟における将来の損害賠償請求の訴えを中心にして—」『富大経済論集27-3』74-107頁
- 原子力安全基盤機構「第3編 事故故障等」『平成24年版（平成23年度実績）原子力施設運転管理年報』
- 小祝慶紀 [2005]「権利の初期設定と将来の損害賠償—新たなる視点からの再考—」『比較法制研究 第28号』115-133頁
- 小祝慶紀 [2012]「放射性物質による環境汚染に係る法制度と「汚染者負担の原則」—原発事故と「汚染者負担の原則」に関する予備的考察—」『国士館法學45号』213-248頁
- 田井義信 [2011]「大阪国際空港事件」『別冊 Jurist NO.206 環境法判例百選』86-87頁
- 高橋 滋 大塚 直編 [2013]『震災・原発事故と環境法』民事法研究会
- 竹下守夫 [1976]「差止請求の強制執行と将来の損害賠償請求をめぐる諸問題」『判例時報 No.797』30-35頁
- 中島 肇 [2013]『原発賠償の中間指針の考え方』商事法務
- 人見 剛 [2012]「福島第一原子力発電所事故の損害賠償」『別冊法学セミナー』68-81頁日本評論社
- 和田吉弘 [2012]『基礎からわかる民事訴訟法』商事法務
- R. D. クーター, T. S. ユーレン著 太田勝造訳 [1990]『法と経済学 第2版』商事法務研究会
- ロナルド・H・コース宮沢健一, 後藤晃, 藤垣芳文訳 [1992]「社会的費用の問題」『企業・市場・法』(Coase, R.H. [1960] “The Problem of Social Cost” J. Law & Econ. Vol.3. pp.2-144.)

朝日新聞デジタル版 2013年 8月 8日付
日本経済新聞社 WEB 版 2013年 7月24日付

原子力損害賠償支援機構ホームページ：<http://www.ndf.go.jp/>
東京電力株式会社ホームページ：<http://www.tepco.co.jp/>
文部科学省ホームページ：<http://www.mext.go.jp/>

大阪国際空港事件大阪高裁判決『判例時報 797号36頁』

大阪国際空港事件最高裁大法廷判決『判例時報 1025号39頁』

名古屋新幹線事件名古屋高裁判決『判例時報 1150号30頁』

横田基地事件最高裁判決『判例時報 1978号 7 頁

「生業を返せ，地域を返せ！」福島原発事故被害弁護団『「生業を返せ，地域を返せ！」
福島原発事故原状回復等請求事件訴状』